

別表 1

○補助対象経費

※「補助事業者による目的を達成するための仕組み（システム）や体制の構築、整備及び運用等」のことを、下表において「仕組みや体制の構築等」という。

費 目	内 容	補助率	最高限度額
人件費	仕組みや体制の構築等に直接従事するために新たに雇用したアルバイト、パート、派遣社員等の人件費	対象経費の 80%	対象経費の合 計上限 200 万円
謝金	仕組みや体制の構築等に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の委員等への謝金		
旅費	仕組みや体制の構築等に直接必要となる出張等の旅費		
委員等旅費	仕組みや体制の構築等に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の委員等への旅費		
消耗品費	仕組みや体制の構築等に直接必要な消耗品の購入費		
委託料	仕組みや体制の構築等に直接必要な業務の外部委託に係る経費 ※高度な専門性が必要であるなど合理的な理由がある場合のみに限る		
通信運搬費	仕組みや体制の構築等に直接必要な郵便物の発送、電話料金等		
会議費	仕組みや体制の構築等に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために開催する委員会の会場の借上料等		
印刷製本費	仕組みや体制の構築等に直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費		
データ・権利 使用料	仕組みや体制の構築等に直接必要な特許、ライセンス、データベースの使用料		
消費税等	上記の経費に係る消費税又は印紙代		
その他	上記以外の経費で町長が仕組みや体制の構築等に直接必要と認める経費		

※施設整備に係る経費（工事費等）及び備品（通常 1 年以上使用できる器物・機器等でその取得価格が 3 万円以上であるもの）の購入に係る経費は補助対象としない。